

2025年4月1日

株式会社フルハシ環境総合研究所

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

当社では、社員一人ひとりが能力を十分に発揮し、仕事と生活のバランスを保ちながら働ける職場環境を整備することを目的として、以下の行動計画を策定します。

1. 計画期間: 2025年04月01日～2028年03月31日までの3年間

2. 内容:

目標: 年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間6日以上とする。

【対策】

- (1) 9月、社内担当者と管理者による有給取得状況の確認。
- (2) 10月、12月および1月の時点で年次有給休暇の取得日数が5日未満の社員に対しては、メールにより取得を促す。その後、2月および3月の時点で取得日数が未達の場合には、対面での声かけを実施する。